８ 北 監 第 １４ 号
令和８年８月 24 日

北塩原村議会議長　五十嵐　善　清　様

北塩原村代表監査委員　赤　城　　明

令和７年度決算監査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第２項及び地方公営企業法第 30 条第２項の規定に基づき、令和７年度北塩原村一般会計・特別会計並びに公営企業会計の決算監査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令 和 ７ 年 度

決 算 監 査 意 見 書

令和８年８月

北 塩 原 村 監 査 委 員

令和７年度 決算監査意見書

地方自治法第 233 条第２項並びに地方公営企業法第 30 条第２項の規定により、審査に付された令和７年度北塩原村各会計の歳入歳出決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

第１　審査の対象

（１）令和７年度北塩原村一般会計
（２）令和７年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計
（３）令和７年度北塩原村介護保険事業特別会計
（４）令和７年度北塩原村後期高齢者医療特別会計
（５）令和７年度北塩原村簡易水道事業会計
（６）令和７年度北塩原村下水道等事業会計

第２　審査期間

令和８年８月 18 日（火）・19 日(水)・20 日（木）

第３　審査意見

１　令和７年度北塩原村一般会計

（１）令和７年度の一般会計決算額は、歳入 4,182,800 千円、歳出 3,944,055 千円であり、前年度と比較すると、歳入 524,252 千円 14.3％の増、歳出 432,407 千円 12.3％の増。

歳入歳出差引額 238,745 千円から翌年度（令和８年度）へ繰越すべき財源 265 千円を控除した額が実質収支であるが、その額は 238,480 千円となった。

実質単年度収支は、単年度収支 108,616 千円に黒字要素である財政調整基金への積立金 579 千円と繰上償還金（令和７年度はなし）を加え、赤字要素である財政調整基金取崩し額（50,000 千円）を控除した額が実質単年度収支であり、その額は 59,195 千円である。

（２）財政力指数

財政力指数は、１に近く１を超えるほど財源に余裕があるものとされている。令和７年度については、0.22 となった。

（３）実質公債費比率

３ヶ年平均で 18％以上の団体は地方債発行に県の許可が必要となり、25％を超えると単独事業の地方債発行が制限されるが、当村は 13.9％で前年度より 0.4 ポイント減少した。

経常収支比率については、昨年は88.7％で本年度は91.1％と、前年度より2.4ポイント増加しており、財政構造が硬直化しているものと見受けられる。健全財政にむけて努められたい。

（４）村税

村税の決算額は534,579千円で、前年度より24,198千円4.7％の増となった。

村税増加の主な要因については、村民税（個人）が令和６年度の定額減税終了により元の水準に戻ったことによる増及び農業所得の伸びによる増で15,692千円の増、更には、固定資産税（償却資産）が、スキー場リフト増設等により7,977千円の増となった。また、観光需要の伸びから入湯税が3,244千円の増となった。

（５）地方交付税の決算額は1,949,822千円で、前年度より48,352千円2.5％の増となった。

（６）徴収率は現年課税分で98.6％、滞納繰越分7.7％で前年度より現年課税分は0.6ポイントの増、滞納繰越分が5.0ポイントの減となり、合計では89.7％と前年度と比較すると、2.1ポイントの増となっている。自主財源確保の観点からも引き続き徴収強化に努められたい。

また、未納額については、例年、特に固定資産税が全体に占める割合が大きい。そのため、引き続き適正な滞納処分を実施するなど、現年度分の未納額が滞納につながらないよう、早期の徴収に努めるなど、村税全体の滞納繰越解消に向けて取り組まれたい。

昨今の物価高騰等の影響により、納税が困難な方の増加も想定される。個別の納税相談や分納措置などを丁寧に行い、税の公平性を確保しつつ、自主財源の根幹をなす村税の徴収率向上に引き続き努力されたい。

２　令和７年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計

（１）令和７年度の決算額は、歳入290,700千円、歳出278,179千円となった。前年度と比較すると、歳入10,627千円3.8％の増、歳出5,130千円1.9％の増である。

（２）国民健康保険税の決算額は、58,350千円で前年度と比較すると6,408千円12.3％の増。増額の理由は、農業所得など課税所得の増によるものである。

（３）収納率については、現年課税分100％で前年度比0.7ポイントの増、滞納繰越分は15.5％で前年度比8.3ポイントの増となっており、徴収対策強化の努力が見受けられる。今後も早期の徴収を心がけるなど、滞納繰越解消に向けて、引き続き努められたい。

なお、令和11年度の保険税率の県内統一に向けて、円滑な事務執行がなされるよう、業務の効率化と収納率の向上に、一層努められたい。

（４） 保険給付費の決算額は、171,169 千円で前年度と比較すると 8,548 千円 5.3％の増。増額の理由は、国民健康保険に占める前期高齢者の割合が半数を占め、一人当たりの医療費が前年度より増加したことによるものである。

今後も保健事業等の効果的な展開により医療費の抑制を図り、健全な国保会計の財政運営に努められたい。

３　令和７年度北塩原村介護保険事業特別会計

（１）令和７年度の決算額は、歳入 404,947 千円、歳出 378,135 千円となった。
前年度と比較すると、歳入 38,696 千円 10.6％の増、歳出 47,493 千円 14.4％ の増である。

（２）介護保険料の決算額は、78,148 千円で前年度と比較すると 2,696 千円 3.6％の増。
増額の主な要因は、農業所得など課税所得の増によるものである。

（３）収納額をみると、現年度分特別徴収保険料が前年度比 3,045 千円 4.4％の増、現年度分普通徴収保険料については、前年度比 263 千円 3.9％の減、滞納繰越分普通徴収保険料については、該当がなかった。

引き続き介護保険料の徴収強化による適切な財政運営に努めるとともに、高齢者の要介護化を早期に防ぐため、村が主体となり、地域の実情に応じた介護予防や地域支援事業を充実させ、多様なサービスを提供し、介護給付費の抑制や円滑で持続可能な事業運営に努められたい。

４　令和７年度北塩原村後期高齢者医療特別会計

（１）令和７年度の決算額は、歳入 40,870 千円、歳出 40,779 千円となった。
前年度と比較すると、歳入 5,320 千円 15.0％の増、歳出 5,240 千円 14.7％の増である。

（２）後期高齢者医療保険料の決算額は、30,866 千円で前年度と比較すると 5,545 千円の増。増額の主な要因は、団塊の世代が 75 歳に到達し被保険者数が増加したこと及び障がい認定により資格の取得者が増加したことによるものである。

（３）運営の拠点は、福島県後期高齢者医療広域連合であり、村は、資格確認書の発行業務及び保険料の賦課並びに徴収業務事務が主なものである。徴収強化により、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の収納率については、令和３年度から５年連続で 100％を達成した。

引き続き徴収強化に努め、福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な財政運営に努められたい。

５　令和７年度北塩原村簡易水道事業会計

（１）令和７年度の収益的収支は、収入総額が 151,633,879 円（税抜き）となり、これに対する費用総額は、146,920,153 円（税抜き）で、収支差引 4,713,726 円の当年度純利益となった。この純利益については、前年度からの欠損金を圧縮し、残額は繰越欠損金として引き継ぐ予定である。

資本的収支においては、収入総額 75,957,000 円（税込み）に対し、支出総額が、101,451,933（税込み）円となった。

（２）令和７年度末における給水人口は、2,273 人であり、水道の普及率は、97.47％となっている。年間給水量は 842,645 ㎥で、１日あたりの平均給水量は、2,309 ㎥である。有収水量は 448,917 ㎥で、有収率は 53.27％となった。

令和６年４月１日から簡易水道事業に地方公営企業法の一部（財務規程等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行したが、その決算手続き及び決算事務処理等は適正に処理されているものと認められる。

６　令和７年度北塩原村下水道等事業等会計

（１）　令和７年度の収益的収支は、収入総額が 508,498,755 円（税抜き）となり、これに対する費用総額は、491,346,164 円（税抜き）で、収支差引 17,152,591 円の当年度純利益となった。この純利益については、繰越利益剰余金とする予定である。

資本的収支においては、収入総額 128,178,600 円（税込み）に対し、支出総額が、246,131,362 円（税込み）となっており、収支不足額 117,952,762 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填した。

（２）　令和７年度末における接続戸数は、901 戸で、下水道の普及率は、96.44％となっている。年間汚水処理水量は 746,982 ㎥で、１日あたりの平均処理水量は、2,062 ㎥である。有収水量は 454,032 ㎥で、有収率は 60.78％となった。

令和６年４月１日から特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業の三つの事業を一つの下水道等事業として地方公営企業法の一部（財務規程等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行したが、その決算手続き及び決算事務処理等は適正に処理されているものと認められる。

7　総合意見

令和７年度の村税徴収率は前年度をすべて上回り、予算執行も適正であるが、固定資産税の未納額は、滞納繰越分を含み、依然として多いため、財源確保と行政活動の安定性維持のため、引き続き滞納額の解消に向け、全庁体制で徴収強化に努められたい。

また、現年度分も新たな滞納とならないよう早期収納を徹底し、徴収体制の強化と効果的な催告により、収納率のさらなる向上を図られたい。

特別会計については、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率が、全庁的な取り組みにより、100％を達成された点を高く評価する。

今後も関係部署との連携を密にし、各納期において、未納者のリストアップや把握を行い、確実な収納に努められたい。

また、令和 11 年度からの国民健康保険税率の県統一化に向け、円滑な事務手続きがなされるよう、事務の効率化を図り、収納率のさらなる向上に努めるよう望む。

公営企業会計の簡易水道・下水道等事業については、経営基盤の強化と経営の「見える化」を図るため、令和６年４月１日から公営企業会計へ移行されたが、今後も、給水人口の減少を見据え、安定的な経営を継続できるよう、運営資金の管理をはじめとする経営改善の工夫を凝らし、健全な財政運営に努められたい。

令和７年度決算は、総じて概ね良好と認められるが、一部の事業について、担当課長の執行内容に関する説明が曖昧であり、事業の実施経過や具体的な執行状況について十分に把握されていない状況が見受けられた。所管課においては、管理監督者として、事業の執行状況を的確に把握し、担当職員との情報共有及び進捗管理を徹底するとともに、事業の目的及び成果を踏まえた適正な事業執行に努められたい。

結びに、今後も健全な財政運営に一層努められ、限られた財源を有効かつ適正に活用し、地域の実情を踏まえた必要性や効果の高い施策に重点的に取組み、住民福祉の向上と、地域の活性化につながる事業を積極的に展開されることを強く望む。

以上、決算監査の意見とする。